

技術のおたずねにこたえて

【おたずね】

「製材の日本農林規格」が改正され、機械等級区分が取り入れられると聞きましたが、それはどのようなものでしょうか。また、機械等級区分は義務付けられるのでしょうか。

(A市, K生)

【おこたえ】

製材はその多くが建築材料として使用されています。ここ数年、「建築基準法」が改正されたり、木材の良さが見直されるようになり、全国的に大規模木造建築物がふえてきています。建築物で力を受ける構造用材として使用する場合、どれだけ強さがあるのかを明確にする必要があります。

現行の「製材の日本農林規格」(JAS)は建築をはじめ、家具、建具など幅広い用途に対応できる規格になっています。

そこで、現行のJASから建築構造用に用いられる製材を分離して、「建築構造用製材の日本農

林規格」をつくることになり、平成2年度中に公布する方向で作業が進められています。

ところで、木材のヤング係数と強さの間には高い相関関係があります。ヤング係数の大きな木材は強さも大きいのです。

機械等級区分とは、この関係を利用して、ヤング係数を求めることによって、木材を破壊せずに強さを推定しようとするものです。したがって、機械等級区分を行うには、ヤング係数を求めるための機械装置が必要になります。

新しい規格案では、これまでと同様な目視によるものに加えて、機械等級区分が採用されることになりましたが、強制的なものではありません。したがって、機械等級区分が義務付けられることはありません。

しかし、目視等級区分では3区分ですが、機械等級区分することによって、ヤング係数に対応するきめ細かな強度数値を与えることができますので、近い将来、機械等級区分材に対する需要が増大すると思われます。

(林産試験場 材料性能科)